

豊後高田市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

第2期：2025年度～2030年度

2025年（令和7年）3月
豊後高田市 環境課

目 次

1	実行計画策定の背景	1
2	基本的事項	
	(1) 実行計画の目的	2
	(2) 実行計画の期間	2
	(3) 実行計画の対象範囲	2
3	温室効果ガスの排出量の状況	
	(1) 本市の温室効果ガス排出実態（2013年度）	3
4	計画の目標と削減に向けた取り組み	
	(1) 温室効果ガスの削減目標	4
	(2) 具体的な取り組み	5
5	計画の推進体制等	
	(1) 推進体制等	8
	(2) 公表等	8

1 実行計画策定の背景

地球温暖化は、世界的規模での気候変動を引き起こし、生態系の維持などの大規模なものから、人々の健康や生活など身の回りに至るまでの様々な影響を及ぼしはじめており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意であり、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などを掲げました。

また、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、エネルギーや気候変動など地球温暖化に関するものが国際目標として定められています。

日本国内においては、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は、地球温暖化対策における実行計画を策定し、温室効果ガス削減に取り組むよう義務づけられています。

2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

さらに、2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されたところです。

その後、2021年4月には、2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減を目指すことに上方修正し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明され、同年10月に、地球温暖化対策計画の5年ぶりの改定が閣議決定されました。

引き上げられた削減目標を部門別に見ると、地方公共団体の事務・事業が該当する「業務その他部門」の削減目標は51%となっています。

本市においては、2019年（令和元年）に「豊後高田市温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、エネルギーの消費抑制やごみの減量化など継続して温室効果ガス削減に取り組んできました。

2 基本的事項

(1) 実行計画の目的

市が一事業者としての立場から、環境保全のための行動計画を自ら率先して実行することにより、環境負荷の低減を図るとともに、市の事務事業に関し、二酸化炭素等の温室効果ガス排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図り、市民や事業者の環境保全への自主的な取り組みの促進に資することを目的とします。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」第21条に基づく「実行計画」とします。

(2) 実行計画の期間

削減目標の基準年度を2013年度とし、2025年度から2030年度までの6年間を第2期の計画期間とします。なお、国のエネルギー政策や地球温暖化対策に変更が生じた場合など、必要に応じて見直しを行います。

(3) 実行計画の対象範囲

1) 対象とする事務事業及び組織、施設の範囲

実行計画の対象とする事務事業の範囲は、基本的には、市が管理する施設において実施する事務及び事業全般とします。指定管理施設や民間業者への委託事業等については計画の対象外としていますが、温室効果ガスの排出抑制の措置が可能なものについては、受託業者に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請することとします。

2) 対象とする温室効果ガス

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に基づき、表1に示した6種類の物質を対象とします。

表1 削減対象となる温室効果ガスの種類

種 類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や廃プラスチック類の燃焼・焼却、電気の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行における燃料の燃焼、し尿・雑排水処理、各種の廃棄物の焼却や埋立
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行における燃料の燃焼、し尿・雑排水処理、各種の廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫・カーエアコン（冷媒）の使用・廃棄
パーフルオロカーボン (PFC)	冷媒・半導体の洗浄等
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電施設などの電気機械器具の使用・点検・廃棄

3 温室効果ガスの排出量の状況

(1) 本市の温室効果ガス排出実態（2013年度）

市の事務事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量を把握するため、2013年度の温室効果ガス排出量等を調査しました。この数値が削減の基準値となります。

表2 豊後高田市が使用する物質等の2013年度温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	算定対象物質等	排出量 (t-CO ₂)	構成割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料の使用量：灯油、A重油、ガソリン、 軽油、B重油、液化石油ガス(LPG) ・市役所外部から供給された電気の使用量 ・一般廃棄物の焼却量(廃プラスチック類)	8,978	96.91
メタン (CH ₄)	・自動車の走行量 ・一般廃棄物焼却量 ・下水処理量	53	0.57
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ディーゼル機関の燃料使用量(定置式)： A重油、軽油 ・自動車の走行量 ・一般廃棄物の焼却量	233	2.51
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	・自動車エアコンディショナー使用時の排 出量(HFC封入量)	1	0.01
パーフルオロ カーボン (PFC)	・本市は実績なし	—	—
六フッ化硫黄 (SF ₆)	・本市は実績なし	—	—
計		9,265	100

※掲載値は概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

※排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に基づく
地球温暖化係数（表3）を乗じています。

表3 地球温暖化係数

温室効果ガスの区分	原単位	地球温暖化係数	
		2023年度まで	2024年度以降
二酸化炭素 (CO ₂)	kg-CO ₂	1	1
メタン (CH ₄)	kg-CH ₄	25	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	kg-N ₂ O	298	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	kg-HFC	1430	1300

4 計画の目標と削減に向けた取り組み

(1) 温室効果ガスの削減目標

2015年、国は温室効果ガス削減目標として、「2030年度に2013年度比26%削減」を掲げ、この目標を達成するために、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」については、基準年度比で約40%削減する必要があるとしていました。

しかし2021年、国は2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%減とする目標を示し、「業務その他部門」については、削減目標が40%から51%へと引き上げられました。

これに伴い本市では、第1期計画では計画期間の2024年度までに、2013年度比で26%以上の削減とする目標に見直しました。（計画当初の目標は20%以上）

第2期計画においては、国の削減目標に準じ、**計画期間の2030年度までに、2013年度比で51%以上の削減**を目標とします。

なお、上記削減目標値については、2030年度の温室効果ガス排出量等調査対象施設から排出される温室効果ガスのみを対象とし、2025年度以降の新設についても含むものとします。

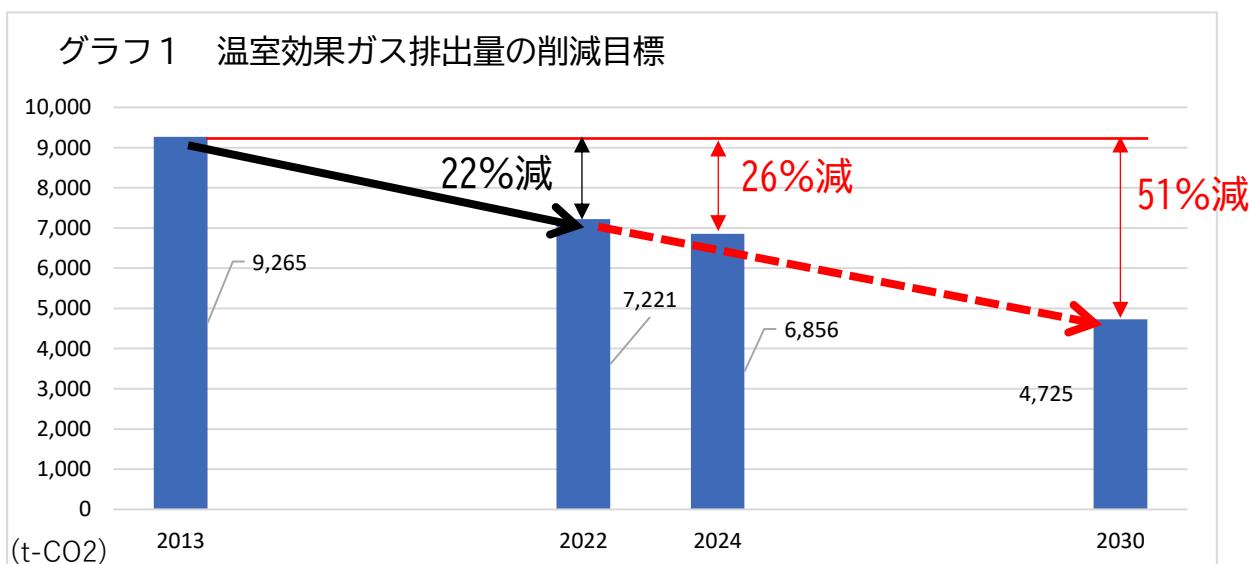


表4 2013年度(基準年度)からの温室効果ガスの排出量の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
排出量 (t-CO ₂)	9,265	8,254	7,826	7,601	8,689
増減率	(基準年度)	△10.91%	△15.53%	△17.96%	△6.22%

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
排出量 (t-CO ₂)	8,078	7,417	8,185	7,298	7,221
増減率	△12.81%	△19.94%	△11.65%	△21.23%	△22.06%

(2) 具体的な取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、市が事務・事業を実施するにあたり、率先して取り組むべき事項及び具体的な取り組み内容を以下に示します。

1) 廃棄物の発生抑制

- ①備品類、機器類、事務用品等は安易に更新せず、修理・補修をすることで長期間使用・繰り返し使用をする。
- ②市が主催する行事・イベントでは、廃棄物の抑制、分別、適正な処理・処分について配慮するとともに、ごみの持ち帰りを推奨する。
- ③ごみ箱の個別設置を行わず、課・係ごとの設置とし、ごみ排出抑制に努める。
- ④マイバッグ、マイボトル、マイ箸等を利用する。
- ⑤納入業者に、梱包資材（段ボール箱等）の持ち帰りを依頼する。

2) リサイクルの推進

- ①リサイクル可能な製品をなるべく購入する。
- ②封筒や書類等をはじめ、雑がみとしてリサイクル可能な紙類は分別を徹底する。
- ③機密文書又は個人情報を含む文書の廃棄にシュレッダーを使用する時は、資源化できるものとできないものを分ける。
- ④使用済封筒は、庁舎間送付用封筒として再利用する。
- ⑤使用済みトナーカートリッジなどは、企業が行う回収運動に協力する。

3) 事務用品等の購入、使用

- ①事務用品の購入に際しては、再生材の使用、焼却時の害が少ない素材を使用した製品、詰め替えなどで長期間の使用可能な製品などを、大分県グリーン購入推進方針に基づき選択するよう努める。
- ②文書は両面印刷・両面コピーを原則とし、2 in 1 印刷等も活用する。
- ③トナー・インク節約ソフトを活用し、印刷時の消費を抑制する。
- ④コピー用紙の裏面は、情報管理上支障のない範囲で再度コピー用紙や印刷用紙、メモ用紙等として活用する。
- ⑤ミスコピー防止のため、コピー機の使用前・使用後は必ずリセットキーを押す。
- ⑥会議等の資料は極力部数を抑制するとともに、ワンペーパー化を図るよう工夫する。
- ⑦文書のファイルなどは、表題を変え再利用する。
- ⑧庁内グループウェアや電子メールを活用し、ペーパーレス化を進める。
- ⑨行政手続きや行政サービスのオンライン化・ペーパーレス化に努める。
- ⑩ファックス送信の際は、できるだけ送付状の省略に努める。

4) 電気、ガス等燃料の使用の適正管理

- ①電気、ガス、重油、灯油等の使用量を施設別に調査し、使用状況等を管理する。
- ②パソコンはディスプレイ等の省エネ設定を行い、退庁時は本体のシャットダウンとモニターの電源オフを行う。
- ③各課等の最終退庁者は、ＯＡ機器等の電源オフを確認する。連休前はとくに徹底する。
- ④パソコン、コピー機等のＯＡ機器や他の電化製品の新規導入・更新に当たっては、省エネ型の製品を選定する。
- ⑤デマンドシステム（需要電力監視・抑制システム）を導入している施設は、システムの有効活用により節電、経費節減に努める。

5) 照明の適正管理

- ①事務室の照明は、始業前や昼休みは業務に支障がない範囲で消灯する。
- ②勤務時間外の事務室照明は、不要な場所の消灯を心がけ、退庁時には消灯を徹底する。
- ③給湯室やトイレ等では、使用時以外消灯する。
- ④計画的な事務執行を心がけ、夜間残業の削減に努める。
- ⑤照明器具の新規導入・更新に当たっては、ＬＥＤや省電力タイプのものを選定する。

6) 庁内設備・機器の適正管理

- ①職員は階段を利用し、特別の場合を除きエレベーターは利用しない。
- ②自動ドアや洗面所のハンドドライヤーは利用を控える。
- ③自動販売機の設置は、利用状況等に応じて必要最小限の台数とし、飲料等の容器はリサイクルされるよう配慮する。

7) 空調の適正管理

- ①空調用機器の運転期間は、冷房7月1日～9月30日、暖房12月1日～3月31日を基本とし、時間は8時30分から17時00分を基本とする。
- ②冷・暖房時には、室内の適温化（原則として冷房時28℃、暖房時20℃）を図る。
- ③ブラインドやカーテン等を利用し、空調の負荷低減を図る。
- ④夏期のクールビズ、冬期のウォームビズを推進する。

8) 節水の推進

- ①洗面所やトイレ、給湯室における節水を励行する。
- ②トイレ・手洗い等の新設や交換に当たっては、節水型製品を選定するよう努める。

9) 公用車の適正利用

- ①公用車の運行に当たっては、走行距離等を記録し、使用状況を管理する。
- ②急発進、急加速の回避や必要以上の暖機運転や冷暖房は避け、環境への負荷の少ない運転に努める。
- ③車両整備（タイヤ空気圧調整、オイル交換）を適切に行い、無駄なものを積まず、経済速度での走行に努める。
- ④公用車の相乗りに努め、近距離では自転車や徒歩での移動を心がける。
- ⑤公用車の買換え時には、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）等、環境負荷の低減につながる車両の導入を図る。

10) 施設の新築・増改築時の配慮

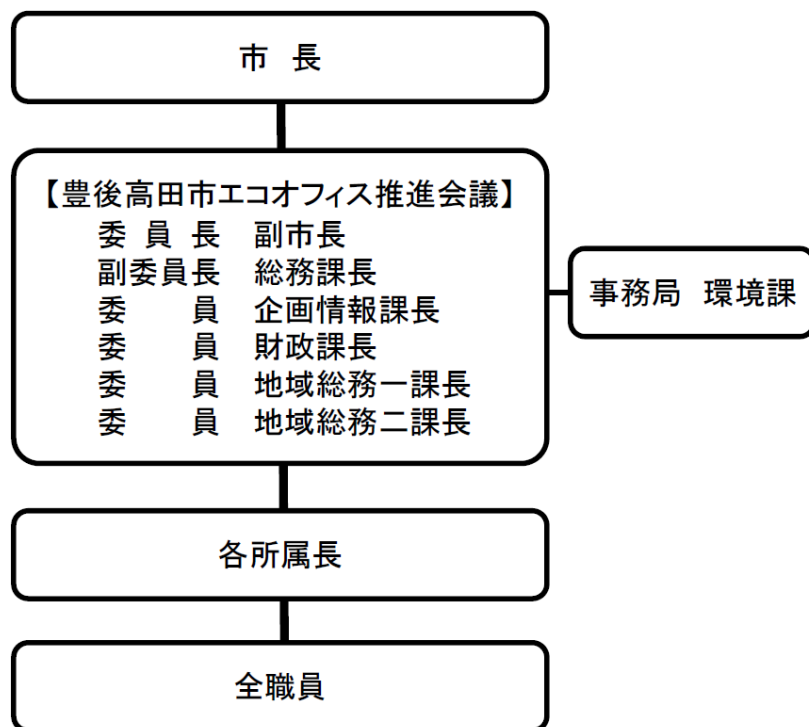
- ①市有施設の新築・増改築を行うときは、太陽光発電などの自然エネルギーを活用した施設の導入を検討し、可能な限り導入を図る。
- ②市有施設の新築・増改築を行うときは、断熱材の効果的な利用、通風に優れた構造の採用など、省エネルギーへの配慮に努める。
- ③市有施設の増改築や装置・機器等の更新等の際には、省エネルギー型の装置・機器を検討し、可能な限り導入を図る。
- ④上記①～③の対策を講じ、施設のZEB化を図る。
(ZEB=Net Zero Energy Building：高断熱化や高効率設備などの省エネ対策と、太陽光発電などを合わせることで、エネルギーの消費量を正味ゼロに近づける建造物)

5 計画の推進体制等

(1) 推進体制等

1) 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、実行計画に掲げる取り組みを全職員が自らの事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから、市長をトップとし、豊後高田市エコオフィス推進会議で実行計画の策定・見直しや状況の確認を行いながら、各課等では各所属長をリーダーとして全職員で取り組みの推進を図ります。



2) 職員への意識啓発等

本実行計画を適正かつ、確実に実践していくため、また、市が自ら模範を示した行動をとることにより、市民や事業者の方々に対し環境への配慮行動を促すためにも、職員一人ひとりが環境保全問題についての正しい認識を持ち、本市の事務・事業を進める上で自主・積極的に行動することが最も大切です。

このような認識に基づき、全職員に対して本計画の周知や、環境保全に対する意識啓発等をはじめとして、随時情報の提供を実施するなど、職員一人ひとりの意識向上を図ります。

(2) 公表等

取り組みの結果については、年1回、エネルギー使用量等を調査し、本市ホームページ上で公表して、市民や事業者の方々の自主・積極的な環境保全に対する取り組みを促進するとともに、庁内グループウェア等により全職員に周知を図り、さらなる取り組みの実践を促します。

豊後高田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
第2期：2025年度～2030年度

2025 年（令和 7 年）3 月
豊後高田市 環境課